



令和元年12月25日

総務企画局企画調整部

保健福祉局健康医療部地域医療課

福岡市政担当記者各位

全国初!

**国家戦略特区を活用した
都市部での遠隔服薬指導がスタートします!**

国家戦略特区では、オンラインで服薬指導を行う「遠隔服薬指導」について、これまでの交通不便地に加え、都市部においても実施が認められました。

このたび、12月18日(水)に開催された中央社会保険医療協議会(主催:厚生労働省)において、都市部における遠隔服薬指導に係る調剤報酬が決定されたことを受け、全国初となる都市部での遠隔服薬指導がスタートします。

つきましては、ぜひ、取材いただきますようお願いいたします。

記

1 遠隔服薬指導の実施について

■日時 令和元年12月26日(木) 16時00分から

■場所 タカラ薬局 那珂(博多区那珂1丁目17-1)

■内容(スケジュール)

16:00~16:20 タカラ薬局薬剤師による遠隔服薬指導

16:20~16:40 患者さまへの取材(オンライン)

■その他 取材スペースが限られているため、交代等による撮影をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

なお、患者さま側からの遠隔服薬指導の様子は、市が撮影しますので、事後の提供も可能です。

2 本事業の経緯

平成30年7月18日(水) 福岡市(きらり薬局)で交通不便地における遠隔服薬指導を全国初実施

令和元年 9月30日(月) 国家戦略特別区域法施行規則の一部改正都市部における遠隔服薬指導が解禁

令和元年12月18日(水) 調剤報酬決定(中央社会保険医療協議会)

同日 実施する薬局の募集開始

同日 タカラ薬局那珂より登録申請

令和元年12月20日(金) タカラ薬局那珂を登録

令和元年12月26日(木) 福岡市(タカラ薬局那珂)で都市部における遠隔服薬指導を全国初実施



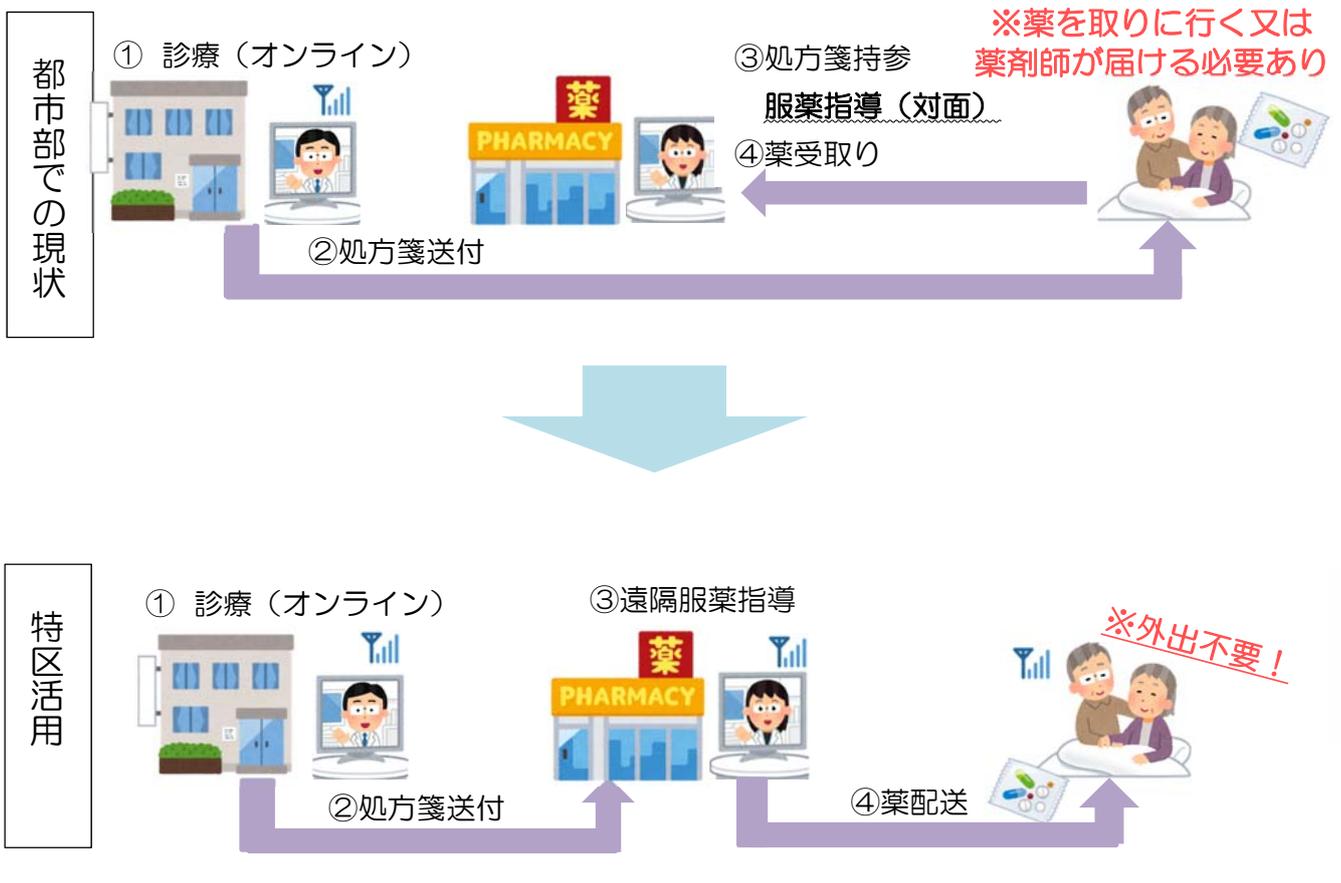
3 事業概要

現在、薬剤師が患者に対し行う服薬指導（処方薬に関する情報提供など）は、「対面で」行うことが義務付けられていますが、国家戦略特区においては、地理的要件を満たした交通不便地等に限り、オンラインで服薬指導を行う「遠隔服薬指導」が認められ、福岡市でも登録した薬局が要件に合う方に対し、実施してきました。

国の動向として、9月末に厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（以下「省令」という。）及び国家戦略特別区域法における医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の特例の施行通知（以下「施行通知」という。）が一部改正施行され、一定の条件下での都市部での遠隔服薬指導の実施が可能となりました。そのため、在宅療養患者やその家族の利便性のさらなる向上、患者の重症化予防、かかりつけ薬剤師・薬局の機能強化を図るため、福岡市においても都市部での遠隔服薬指導の実施を開始します。

<実施できる薬局>

- 遠隔服薬指導の実施には、福岡市へ申請書等を提出し、審査を経て登録を受ける必要があります。
- すでに登録をしている薬局で、都市部での遠隔服薬指導を実施する場合は変更登録を受ける必要があります。
- 登録薬局数は12月26日現在、12開設者23薬局です。





<実施できる区域>

(1) 省令改正前

国家戦略特別区域法を活用した遠隔服薬指導はこれまで、交通不便地に限定されており、福岡市では下記の区域に居住する方で、オンライン診療を受けている等の要件に合う方のみ認められていた。

<実施区域>

区	校区	要件
東区	勝馬校区, 志賀島校区	<ul style="list-style-type: none"> 希望する患者が左記区域に居住していること。 服薬指導の前提となる診療がオンラインで行われていること。 患者が遠隔服薬指導を希望していること。
早良区	曲淵校区, 脇山校区の一部 (大字板屋, 大字椎原)	
西区	小呂校区, 玄界校区, 能古校区	



※脇山校区全体では要件を満たさないが、大字板屋・大字椎原については、校区の中心とは生活圏が異なり、公共交通機関も少ないことから、事業実施区域とする。

(2) 省令改正後 (令和元年9月30日以降)

上記(1)の実施区域に加え、市内の他の区域においても、以下の要件に合えば、遠隔服薬指導の実施が認められる。

<実施区域ごとの要件>

	区	校区	要件
既存メニュー	東区	勝馬校区, 志賀島校区	<ul style="list-style-type: none"> 希望する患者が左記区域に居住していること。 服薬指導の前提となる診療がオンラインで行われていること。 患者が遠隔服薬指導を希望していること。
	早良区	曲淵校区, 脇山校区の一部 (大字板屋, 大字椎原)	
	西区	小呂校区, 玄界校区, 能古校区	
新規追加メニュー	上記区域以外の市内全域		<ul style="list-style-type: none"> 服薬指導の前提となる診療がオンラインで行われていること。 患者が遠隔服薬指導を希望していること。 患者、薬局開設者の事情により、薬剤師が対面による服薬指導を行うことが困難な状況であること。 遠隔服薬指導を実施できるのはかかりつけ薬剤師であり、かかりつけ薬剤師は、患者の服薬情報を一元的・継続的に把握していること。 薬局があらかじめ、対面により服薬指導を行っていること。 薬局が、患者の同意を得て策定した服薬計画に従い、遠隔服薬指導を実施すること。



タカラ薬局那珂のご案内



<問い合わせ先>

【国家戦略特区に関すること】

総務企画局企画調整部

担当：山崎 電話：092-711-4958 (内1215)

【遠隔服薬指導に関すること】

保健福祉局健康医療部地域医療課

担当：佐伯 電話：092-711-4267 (内2070)